

## 国務院 第三陣自由貿易試験区「全体方案」の公布

### 遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西自貿区が正式発足

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年3月31日、国務院は遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西自由貿易試験区（以下、自貿区）の全体方案を公布し、7つの自貿区の正式な設立が発表されました。全体方案の発表により、今後、自由貿易試験区は合計11か所で運営されていくこととなります。中国内陸部・東北部の発展を進めていく上でも、重要な拠点となることが期待されています。

#### 1. 政策の背景

2013年に初めての自由貿易試験区が上海において設立され、2015年にはその他エリアへの拡大が進みました（図表1ご参照）。今回の全体方案の発表により、内陸部・東北部まで自貿区の設置エリアが拡大されています。

【図表1】自由貿易試験区拡大の経緯

時期	中国各自貿区の設立沿革
2013年09月	中国(上海)自貿区が正式発足
2014年12月	上海自貿区エリア拡大+広東省・天津市・福建省自貿区新設が国務院より決定
2015年04月	4つの自貿区の全体方案、深化方案が国務院より公布
2015年04月	広東省・天津市・福建省自貿区が同日正式に発足
2016年08月	指導部、国務院が、遼寧・浙江・河南・湖北・重慶・四川・陝西の7か所で第三陣の自貿区新設を決定
2017年04月	第三陣自貿区の全体方案が国務院より発表される。第三陣自貿区が正式発足

2017年3月31日、国務院新聞弁公室が開催した記者会見では、今回の自貿区拡大について、中央政府の考える目的を3点、以下の通り発表しています。

- (1) 試行エリアを中西部・東北部に拡大することで、幅広く試行経験を蓄積し、よりよい政策を全国展開すること。
- (2) 「一帯一路」等の国家戦略に関連するエリアに自貿区を設置することで、各国家戦略のサポートを行うこと。
- (3) 各エリアにおける地域差を考慮し、独自のパイロット施策を展開させる

【図表2】自由貿易試験区の分布



こと。

## 2. 政策の内容

### (1) 各自貿区の範囲

各自貿区の実施方案において、各自貿区の設置エリアについてそれぞれ記載されています。  
詳細は図表2、3をご参照下さい。

【図表3】 各自貿区の範囲

エリア	範囲
遼寧	実施範囲：119.89 km <sup>2</sup> ✓ 大連エリア 59.96 km <sup>2</sup> （大連保稅区 1.25 km <sup>2</sup> 、大連輸出加工区 2.95 km <sup>2</sup> 、大連大窯湾保稅港区 6.88 km <sup>2</sup> を含む） ✓ 瀋陽エリア 29.97 km <sup>2</sup> ✓ 營口エリア 29.96 km <sup>2</sup>
浙江	実施範囲：119.95 km <sup>2</sup> ✓ 舟山離島エリア 78.98 km <sup>2</sup> （舟山港綜合保稅区區塊二 3.02 km <sup>2</sup> を含む） ✓ 舟山島北部エリア 15.62 km <sup>2</sup> （舟山港綜合保稅区區塊一 2.83 km <sup>2</sup> を含む） ✓ 舟山島南部エリア 25.35 km <sup>2</sup>
河南	実施範囲：119.77 km <sup>2</sup> ✓ 鄭州エリア 73.17 km <sup>2</sup> （河南鄭州輸出加工区 A 区 0.89 km <sup>2</sup> 、河南保稅物流センター0.41 km <sup>2</sup> を含む） ✓ 開封エリア 19.94 km <sup>2</sup> ✓ 洛陽エリア 26.66 km <sup>2</sup>
湖北	実施範囲：119.96 km <sup>2</sup> ✓ 武漢エリア 70.00 km <sup>2</sup> （武漢東湖綜合保稅区 5.41 km <sup>2</sup> を含む） ✓ 襄陽エリア 21.99 km <sup>2</sup> （襄陽保稅物流センター（B 型）0.281 km <sup>2</sup> を含む） ✓ 宜昌エリア 27.97 km <sup>2</sup>
陝西	実施範囲：119.95 km <sup>2</sup> ✓ 中心エリア 87.76 km <sup>2</sup> （陝西西安輸出加工区 A 区 0.75 km <sup>2</sup> 、陝西西安輸出加工区 B 区 0.79 km <sup>2</sup> 、西安高新綜合保稅区 3.64 km <sup>2</sup> 、陝西西咸保稅物流センター（B 型）0.36 km <sup>2</sup> を含む） ✓ 西安國際港務区エリア 26.43 km <sup>2</sup> （西安綜合保稅区 6.17 km <sup>2</sup> を含む） ✓ 楊凌示範区エリア 5.76 km <sup>2</sup>
四川	実施範囲：119.99 km <sup>2</sup> ✓ 成都天府新区エリア 90.32 km <sup>2</sup> （成都高新綜合保稅区（双流園区）4.00 km <sup>2</sup> 、成都空港保稅物流センター（B 型）0.09 km <sup>2</sup> を含む） ✓ 成都青白江鉄路港エリア 9.68 km <sup>2</sup> （成都鉄路保稅物流センター（B 型）0.18 km <sup>2</sup> を含む） ✓ 川南臨港エリア 19.99 km <sup>2</sup> （瀘州港保稅物流センター（B 型）0.21 km <sup>2</sup> を含む）

重慶	実施範囲：119.98 km <sup>2</sup>
	✓ 両江エリア 66.29 km <sup>2</sup> （重慶両路寸灘保税港区 8.37 km <sup>2</sup> を含む）
	✓ 西永エリア 22.81 km <sup>2</sup> （重慶西永総合保税区 8.80 km <sup>2</sup> 、重慶鐵路保税物流センター（B型）0.15 km <sup>2</sup> が含まれる）
	✓ 果園港エリア 30.88 km <sup>2</sup>

(2) 各自貿区の取組方針

7つの自貿区それぞれのエリアの特徴を生かした取組方針が発表されています。「一帯一路」等、国家戦略施策との連携を意識した内容となっています。

【図表4】 各自貿区の発展方針

エリア	位置付け・産業発展方針
遼寧	東北エリアの古い工業地帯の構造調整、東北アジア対外開放の推進
	大連：港運物流、金融、先進設備製造、ハイテク、海上運送サービス等 瀋陽：設備製造、自動車、航空設備等 営口：物流、越境 EC、金融等の現代サービス業、次世代 IT 技術等
	石油産業を中心とした投資の利便化、貿易の自由化の促進
浙江	舟山離島：石油等、コモディティの保存、中継、貿易、保税業務等 舟山島北部：石油等コモディティの貿易、供給、付属設備製造、倉庫業等 舟山島南部：コモディティ取引、航空製造、物流、海洋観光、海水利用等
	一帯一路政策を支援する現代的な総合物流センターの構築
	鄭州：人工知能、ハイエンド設備、自動車製造、バイオ医薬、物流等 開封：アウトソーシング、医療ツーリズム、金融、工芸品取引、物流等 洛陽：設備製造、ロボット等ハイエンド製造、R&D、EC、国際文化観光等
湖北	内陸部における産業移転の受入模範地域、新興産業・ハイテク産業集積地
	武漢：次世代 IT、健康、人工知能、金融、物流等 襄陽：ハイエンド設備、エコカー、ビッグデータ、クラウド等 宜昌：先進製造、バイオ医薬、IT、ハイテク産業、EC 等
	内陸部改革の有効なルート模索、一帯一路政策の推進支援
陝西	中心エリア：新興産業、ハイエンド産業、航空物流、貿易金融等 西安国際港務エリア：国際貿易、物流、金融サービス、観光展示会、EC 等 楊凌示範区：農業分野の国際協力による一帯一路農業国際協働センター設立
	西部主要都市開発の模範エリア、国際開放ルート中枢、内陸・沿岸協働
	成都天府新区：現代サービス業、ハイエンド製造、航空、海運等 成都青白江鐵路港：国際物流集荷中継、展示、保税物流倉庫、完成車輸入等 川南臨港：港灣貿易、教育医療、設備製造、医薬、食品・飲料等
重慶	一帯一路・長江経済帯発展の支援エリア、国際物流の中枢
	両江：ハイエンド設備、電子コア部品、クラウド、バイオ医薬、EC 等 西永：IT、人口知能製造、保税物流中継等サービス等 果園港：国際中継、集荷などのサービス

## (3) 各自貿区の金融政策概要

今回公布された各自貿区の全体方案において、金融及び貿易面における刷新政策の方向性が発表されています（金融関連は図表5ご参照）。発表された一連の刷新政策は、各自貿区の地域特性・発展方針を踏まえて策定されています。

【図表5】主要金融政策の一覧表

政策概要	遼寧	浙江	河南	湖北	陝西	四川	重慶
a) 自貿区における人民元・外貨口座管理システムの模索	○	○	○	○	○	○	○
b) 自貿区における企業の域外親会社あるいは子会社による域内人民元債券発行	○	—	○ (※1)	○ (※1)	—	—	—
c) 自貿区のリース会社によるクロスボーダー人民元リース業務のための域外人民元口座開設	○	—	—	—	—	—	○
d) 多国籍企業のクロスボーダー双方向人民元プーリング業務の支援	○	○	○	○	○	○	○
e) プーリング管理をさらに簡素化、多国籍企業の外貨資金集中運営管理参入条件の緩和	○	○	○	○	○	—	○
f) 自貿区における条件に合致したリース会社の外貨収入の許可	○	○	○	○	○	○	○
g) 自貿区において条件に合致する基金商品が内地と香港間で相互承認に参加することを支援	○	○	○	○	○	—	○
h) 域外企業の商品先物取引参加を段階的に許可	○	○	○	○	—	—	○
i) 自貿区の条件に合致する企業が域外で債券発行し、資金を域内還流することを支援	—	—	○	—	—	○	○
j) 自貿区の条件に合致する企業が域外において上場し、資金を域内還流することを支援	—	—	—	○ (※2)	—	—	○
k) 自貿区の条件に合致する企業が域外において証券投資を行うことを支援	—	○ (※3)	○	○ (※3)	○	○	○ (※3)
l) 自貿区の条件に合致する企業が域内において証券投資を行うことを支援	—	—	○	—	—	○	○

※1 河南・湖北は域外親会社のみ

※2 科学技術型企業が外資金融機構を通じ海外上場し、オフショア M&A、特別目的の買収等を行うことを支援

※3 浙江と重慶：人民元投資のみ、湖北：QDII と RQDII 資格を取得した証券経営機構のみ

### 3. 企業への影響

今回の自貿区全体方案の公布に伴い、第三陣の自貿区が正式に発足しています。全体方案は今後の具体的な政策の方向性を示すものとなっており、自貿区を中心とした利便化・経済発展に期待が高まっています。また、従来の4つの自貿区が設置されて以降、多くの政策が自貿区から全国に展開されており、自貿区外の企業も、動向を注視していく必要があります。

自貿区の全体方案はあくまで方向性を示すものであり、今後公布される細則に基づいて、実際の政策が実行されます。企業は、各自貿区の特長・方向性を把握した上で、戦略を考える必要があります。引続きフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室